



今回の紹介するのは「鶴満寺」というお祈りです。

枝垂桜（しだれざくら）の名所である鶴満寺。毎年、花見の時期になると境内に大勢の見物客が押し寄せ、酔客が桜の枝を折ったりして境内が荒らされてしまします。ある日のこと、住職が寺男の権助を呼んで、「今年からは歌を詠む方なら別じやけど、花見のお方はお断りせよ」と言いつけて出かれますが、船場の旦那連中が馴染みの芸者や舞妓、太鼓持ちなどを引き連れてやって来ます。

押し問答の末、権助の袖に天保銭百文を入れてようやく中に入りますと、権助にも酒を呑ませて踊って騒いで…。



＊本堂には本尊で大阪府有形文化財にも指定されている「阿弥陀如来」が安置されています。昭和60年の鶴満寺の前面道路の拡張工事の際には、建屋を浮かせて移動させる方法がとられたそうで、当初は南向きに建てられたものが西向きになったそうです。

☆鶴満寺
北区長柄東1丁目
大阪メトロ谷町線・堺筋線
「天神橋筋6丁目」下車
徒歩5分



＊八角塔形楼閣付き観音堂は昭和7年に改築されました。観音堂には、霊元天皇の皇子勝宮の安産祈願のために奉納された「子安観音」が安置されています。

落語 DE 火の用心

皆さん、こんにちは、そなえ亭恐妻です。今月も、どうぞ、お付き合いを願います。

今回の落語は、『鶴満寺』



＊太平10年(1030)在銘の銅鐘は高麗(朝鮮)からの招来品で重要文化財に指定されています(現在は取り外され大阪市が保管しています)。

プチ上方言葉講座
「ぼやく」

【意味】
ぶつぶつ言う・小言を言う
不平を言う など

【使用例】
「あーあ、親父がトムクルーズ
だったらな〜」とぼやく。



功績概要

令和6年1月19日(金)午前5時30分頃、港区海岸通の倉庫で荷物の整理を行っていた嶋津氏の元へ、付近走行中の運転手が駆けつけ、「男性1名が海に転落した」と声をかけてきたため、倉庫内に置いてある竹竿を持ち海へ向かうと、男性が海面に浮いているのが確認できました。嶋津氏は直ちに竹竿を海面上におろし、男性を掴まらせると同時に近くにあった木製パレットを海に投げこみ、転落した男性の人命救助に貢献しました。海に転落した男性は、その後到着した消防隊に救助され、病院へ搬送されました。

当日の天候は曇り、気温は9度。海中にあってはさらに低温となっており、嶋津氏の迅速・機敏な行動と適切な対応がなければ男性は命の危険もあったと思われます。

嶋津氏の勇気ある行動に敬意を表して、水上消防署長から感謝状を贈呈させていただきました。

＼#7119／ 救急安心センターおおさか だより

「プロトコル」ってなに？

こんにちは。新年度を迎え、はや1カ月。GWも終わり5月病を発症していませんか？この時期は、職場でも人事異動が行われ、新しい環境に慣れてきたところに長期の休みがあり、なんとなく気持ちが落ち着かなくなってしまうかもしれませんが、仲間と一緒に乗り切りましょう！！

さて、今月の救急安心センターおおさかだよりでは、救急安心センターおおさか（以下、「当センター」という。）において、どのように医療相談の緊急度を判定しているのか？対応する看護師によって緊急度の判定が変わってしまうことはないのか？といった疑問について触れてみたいと思います。

当センターでは「プロトコル」に基づいて緊急度の判定をしており、どの看護師が対応しても緊急度の判定が変わることはありません。「プロトコル」という言葉自体には「規約」「議定書」といった意味がありますが、医療の世界では、目的や根拠、方法などが詳細に記された「実施計画書」や「手順書」と定義されます。各疾患に対する診断手順や治療手順などを各専門学会や各病院で作成し、それをもとにした指針が「プロトコル」とされます。

当センターでは、総務省から出ている「緊急度判定プロトコル ver.3」を、医師の監修のもと地域の特性に見合った形に若干修正を加えて使用しています。それでも、相談者の症状によって判断に迷う場合には、当センターに常駐している医師の助言を仰いで判定し、相談者へ伝えていきます。さらに、医師を交えたプロトコルの検証を年に1度行う体制も構築しています。相談者が安心して利用できる「救急安心センターおおさか」であるために、センター員一同、5月病に負けず邁進して参ります。



救急安心センター着信件数(令和6年3月)

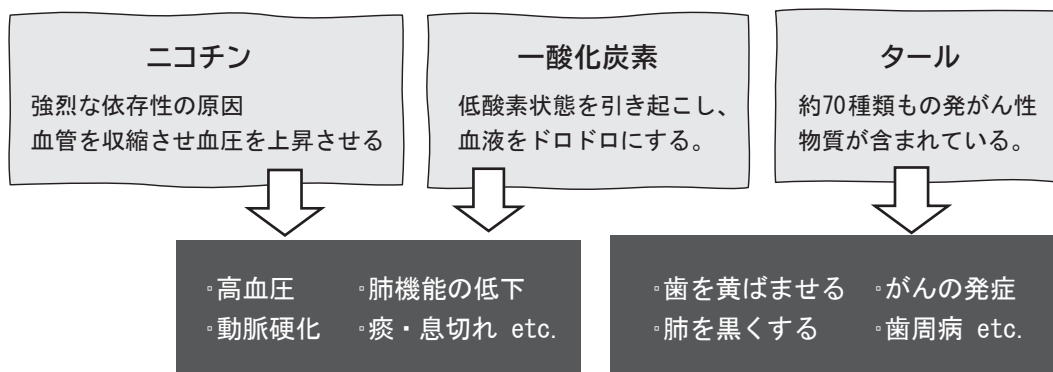
総着信件数(1日あたりの件数)	25,955件(約837件)
対前年同月比	3,268件増加



～禁煙のすすめ～

みなさん、こんにちは。5月31日は、WHOが禁煙を推進するための「世界禁煙デー」です。この機会に禁煙について考えてみませんか？

■たばこに含まれる三大有害物質



■たばこにかかる費用(1箱580円、1日10本で計算)

1週間 約2,000円／1ヵ月 約1万円／1年 約12万円／10年 約120万円



■禁煙の効果

禁煙による健康上の好ましい変化をまとめました。他にも「顔色や胃の調子が良くなる」「目覚めがさわやかになる」「家族から喜ばれる」「何事にも自信がつく」など良いことがたくさんあります。みなさんも、ぜひ禁煙にチャレンジしてみてください。

禁煙してからの経過時間	健康上の好ましい変化
20分以内	心拍数と血圧が低下する
12時間	血中一酸化炭素値が低下し正常値になる
2～12週間	血液循環が改善し肺機能が高まる
1～9ヵ月	咳や息切れが減る
1年	冠動脈性心疾患のリスクが喫煙者の約半分に低下する
5年	禁煙後 5 ～ 15 年で脳卒中のリスクが非喫煙者と同じになる
10年	肺がんのリスクが喫煙者に比べて約半分に低下し、口腔、咽喉頭、食道、膀胱、子宮頸部、膵臓がんのリスクも低下する
15年	冠動脈性心疾患のリスクが非喫煙者と同じになる

平野ドライビングスクール

平野ドライビングスクールは、1960年に創立し、大阪府下でも屈指の広々としたコースを備えた教習所です。創立以来、安全運転第一をモットーに、現在までに約13万人が卒業しており、加えてペーパードライバーや高齢者向けの講習を行うなど安全運転技術の更なる向上にも貢献されており、当消防局が実施する安全運転トレーニングにも積極的にご協力いただいています。



平野ドライビングスクールは、1960年に創立し、大阪府下でも屈指の広々としたコースを備えた教習所です。創立以来、安全運転第一をモットーに、現在までに約13万人が卒業しており、加えてペーパードライバーや高齢者向けの講習を行うなど安全運転技術の更なる向上にも貢献されており、当消防局が実施する安全運転トレーニングにも積極的にご協力いただいています。

自衛消防隊紹介

自衛消防隊長 向井 俊樹

消防訓練を通じて防災意識を高めることにより、私達が携わる安全運転教育にフィードバックし、交通事故や災害防止に貢献できるよう努めています。



女性防火クラブだより

西淀川区

西淀川区は大阪市の北西部に位置し、三方を海と川に囲まれた地盤の低い地域で、地震・水害の被害を受けやすく、特に南海トラフ巨大地震による津波浸水が想定されています。

域で実施する防災訓練や各種研修会にも積極的に参加し、地域全体の防災力向上を目指しています。

令和5年度の火災予防運動期間中には、JR御幣島駅における街頭広報による火災予防啓発活動に参加し、高齢者を災害から守るため消防職員と合同で高齢者宅を訪問するなど、その存在は年々高まっています。

当クラブは、住民同士の顔の見える関係づくりをモットーとして、地域の「絆」を大切に、「自分たちの町は自分たちで守る」という強い信念のもと、「災害に強いまち、安全な都市」の実現に向けて、これからも活動を続けていきます。



過去の災害を活動隊員の「声」で振り返る

Weave the past, Weave the future

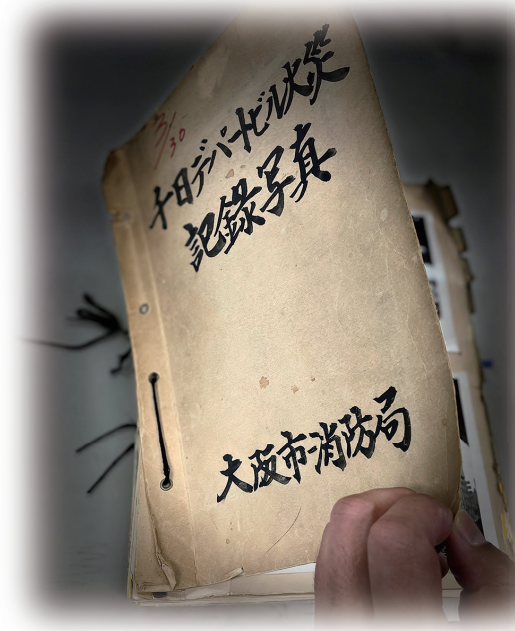
—過去・未来を紡ぐ—

第1回 千日デパート火災

昭和47年(1972年)5月13日の深夜、南区で発生した火災は8,800㎡焼損・死者118名・負傷者81名(うち消防職員27名)という大惨事となりました。

翌14日は母の日であり、新聞紙面にも、「涙涸れた母の日・無残母の日」の見出しが見られました。

この火災をきっかけに防火対策が進み、防火管理体制の強化やスプリンクラー設備設置対象の拡大など、消防法施行令などが相次いで改正されました。



これは、過去に大阪消防誌に掲載された記事から、本件災害現場に出場した先輩方の話をまとめたものです。災害を風化させることなく、改めて本火災を振り返り、今一度考えてみてください。

警防部 警防課

火災拡大に至った要因とは？

3階部分が出火階であったが、堅穴区画となる2階及び4階のエスカレーター部分の防火シャッターが開放状態であったため、上下階に延焼することになった。なお、5階6階のシャッターは閉鎖されていたため、煙の流入のみで延焼はしていなかった。

法改正の契機となった火災

自動火災報知機やスプリンクラー設置の義務付け、防火管理者の選任基準の厳格化や2方向避難が義務付けられる契機となった。また、既存不適合対象物に対する遡及適用という、画期的な法改正にもつながった。

災害現場で見た忘れない場面

7階(キャバレー)の窓から煙が噴出し、濃煙と熱気に耐えられなくなった人達が次々と飛び降りていた。また、使用方法が分からなかったのか、救助袋の上を滑って降りようとして、途中で落下する者もいた。

7階の鉄扉を開放した先に見たものは、キャバレー店内の床全面に三々五々倒れ込み、呼べど答

えぬ夥しい人の群れであった。

なぜ、こんな所に？と思うような場所に2、3人が固まって倒れていたり、人がようやく通れるような場所、たとえばトイレの便器に顔を埋めている人もいた。煙に追われどこか逃げ道はないかと探し回った所が、こんな場所だったのであろうか……。身体には何の損傷もないが、相当苦しかったのか、口から白い泡のようなものを出して顔をゆがめ、息絶えた人も多く見られた。

職員負傷などはあったのか？

婦人用品専門の売り場には大量の化学繊維製品があり、アクリルとウレタン系等の燃焼により発生するシアン化水素、一酸化炭素等のガスが、大量に高濃度で押し寄せ、一部の隊員は眼球(網膜)と喉を損傷した。

生存者はいたのか？

このような大規模な火災の中、無傷で助かった女性が数名いた。その方たちは日頃から健康のため避難階段を利用していたため、火災時にもいち早く避難階段で地上へ降りたとのこと。



◇昭和47年5月13日(土)

22時27分頃

◇大阪市南区難波新地3番町一

◇出場台数・人員 84台・596人

◇焼損程度

鉄骨・コンクリート造、一部鉄骨造地下

1階、地上7階、塔屋3階

敷地面積 4,169㎡

建築面積 3,770㎡

延面積 25,924㎡のうち

2階 2,500㎡

3階 3,100㎡

4階 3,200㎡

計 8,800㎡焼損

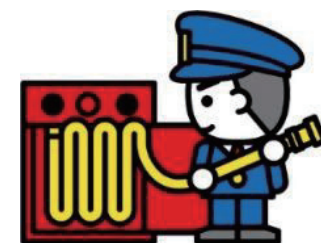
◇死者 118名

◇負傷者 81名(うち消防職員27名)

脱炭素社会の実現に向けて、今、日本では様々な取組が行われています。直近では、建築物の木材利用を促進する取組が国策として進められ、脱炭素社会実現への加速が図られています。

昨年公布された建築基準法の改正では、「3000㎡超の大規模建築物の全体の木造化の促進」や「大規模建築物における部分的な木造化の促進」などに向けた改正が行われ、木材利用促進のための建築基準の合理化が図られました。

この建築基準法の合理化を受け、火災予防条例の屋内消火栓設備に関する基準の一部が改正されました。今回は、その内容をご紹介します。



耐火性能が要求される大規模建築物

従来

壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることを要求

改正

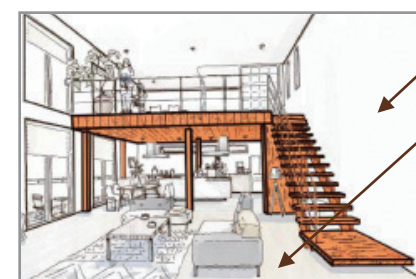
防火上・避難上支障がない部分の木造化を可能とする
（壁・床で防火上区画され、当該区画外に火災の影響を及ぼさない範囲）

今回の建築基準法の一部改正において、新たに「**特定主要構造部（※）**」という用語が定義され、特定主要構造部以外の主要構造部の一部木造化が可能となりました。

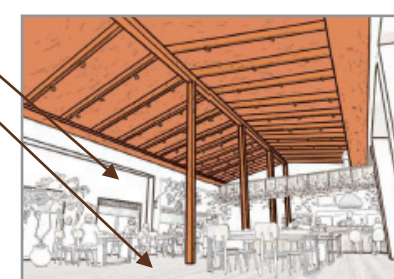
※特定主要構造部：
「防火上・避難上支障がない部分」以外の主要構造部

部分的な木造化が可能となる例

メゾネット内の中間床や壁・柱等の木造化



最上階の屋根や柱・はり等の木造化



従来の建築基準法では、耐火性能が要求される大規模建築物においては、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることが求められ、部分的な木材使用がしづらいという課題がありました。

そのため、建築基準法の一部を改正し、耐火性能が要求される大規模建築物においても、壁・床で防火上区画された範囲内で部分的な木造化を可能とし、大規模建築物への木材利用の促進が図られています。

建築基準法の改正内容 大規模建築物における部分的な木造化の促進

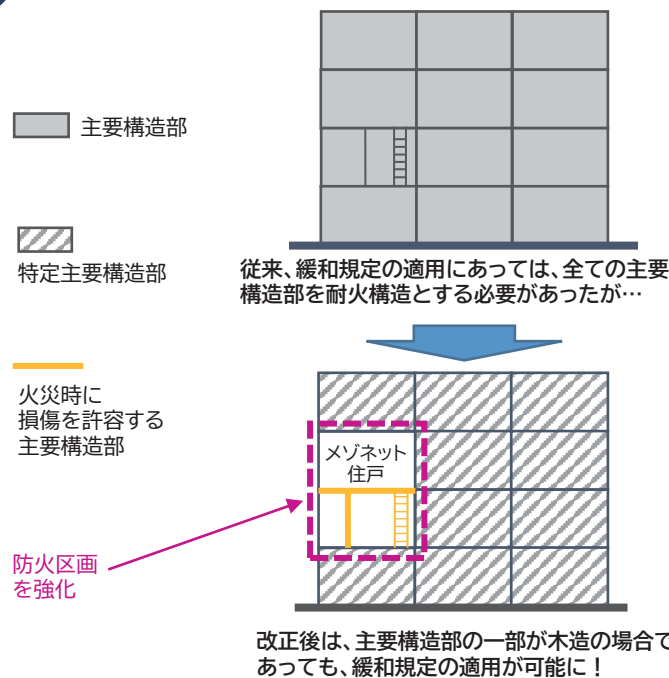
条例の一部を改正 第39条「屋内消火栓設備に関する基準」

大阪市火災予防条例第39条（屋内消火栓設備に関する基準）では、令別表第一の（16）項（複合用途防火対象物）に掲げる防火対象物で延面積1000㎡以上のもの（この5階以上の防火対象物に屋内消火栓設備の設置義務を規定し、「主要構造部」を耐火構造等とした場合に、設置義務の緩和が適用されると定められています）。

今回、前述の建築基準法の改正を受け、その一部が改正されました。（施行：令和6年4月1日）

具体的には、条例中の「**主要構造部**」という文言を「**特定主要構造部**」に置き換えるというものです。（下表参照）

これにより、メゾネット住戸内の中間床や壁、柱、最上階の屋根や柱・はりなど防火上・避難上支障がない部分（特定主要構造部以外の主要構造部）が、耐火構造ではない木造であっても、特定主要構造部が耐火構造であれば、屋内消火栓設備の設置義務緩和の対象となります。



条例改正による変更点

条例第39条第1項	屋内消火栓設備の設置基準	屋内消火栓設備設置の緩和規定	
		特定主要構造部 主要構造部が 耐火構造の場合	特定主要構造部 主要構造部が 構造+内装制限の場合
1号	(16)項の防火対象物で延面積1,000㎡以上のもの	延面積 2,000㎡以上のもの	延面積 3,000㎡以上のもの
2号	5階以上のもの	5階以上の延面積が100㎡以下もしくは、床面積100㎡以内ごとに防火区画した場合	5階以上の延面積が200㎡以下もしくは、床面積200㎡以内ごとに防火区画した場合

おわりに

木材は軽くて扱いやすい割に強度があるため、我が国では建築資材などに多く用いられてきましたが、大規模建築物等については、一般的に高い耐火性能が求められることから、木造建築物の大規模化に大きな障害となっていました。

しかしながら、昨今の建築業界における技術革新が進んだことで、関係法令の整備が行われ、一定の性能を満たせば、木造でも大規模建築物の建築が可能となつてきております。

今後、大規模建築物において、木材の使用はさらに進展していくと予測されます。木造建築の大規模化や大規模建築物のリニューアルにおける木材使用の増加に伴う法令整備の動向に注目していきましょう！



一枚の葉にとらわれては木は見えん。
一本の木にとらわれては森は見えん。
どこにも心を留めず、見るともなく全体を見る。

《キセイカの一言》

親睦会だより

大阪市消防職員親睦会

第35回全国消防本部対抗駅伝競走大会 4位！ (令和6年2月24日東京都足立区荒川右岸河川敷)

北は青森県、南は鹿児島県から全国39チームが参加(うち3チームオープン参加)、5.0km×5区の駅伝大会が東京都足立区荒川右岸河川敷で開催されました。大阪市消防局チームは昨年に続き、上位入賞を目指し、練習に励みました。

絆をつなぐ
心をつなぐ



1区井上(警防)は全国のエース級選手の中、区間3位の走りで襷を繋ぎ、2区初参加の宮武(中央)が区間4位の走りを展開。続く3区エース柿島(企画)は区間賞の走りで1位チームに28秒差まで追い上げ、4区藤田(規制)も区間5位の走りで4位をキープ。上位入賞が視野に入ると、アンカー、5区竹田(企画)は区間8位、粘りの走りを展開し、見事4位入賞を果たしました。



総合結果		
1位	東京消防庁	1時間18分11秒
2位	鹿児島県消防局	1時間18分39秒
3位	埼玉西部消防局	1時間19分21秒
4位	大阪市消防局	1時間21分26秒
5位	伊丹市消防局	1時間23分10秒

区間賞		
1区	平沼 宏明(埼玉西部)	15分36秒
2区	吉澤 匡一(埼玉西部)	15分01秒
3区	柿島 瑞紀(大阪)	15分15秒
4区	山本 彪我(東京)	15分58秒
5区	榎本 大修(東京)	15分04秒

結果は4位と昨年より1つ順位を下げる形となりましたが、全員が今の力を出し切りました。3位以内を目指していましたが、上位3本部との力の差を見せつけられる結果となりました。来年は「今までで一番速い」という状態を目指してまた一年間頑張っていきます。



陸上に興味のある方は、経験、未経験を問わず、事務局(企画課 竹田・柿島)までお気軽にお問い合わせください。



大阪市消防局 個人結果		
1区	井上 徹哉(警防)	15分49秒
2区	宮武 諒成(中央)	16分15秒
3区	柿島 瑞紀(企画)	15分15秒
4区	藤田 悠希(規制)	16分53秒
5区	竹田 悟史(企画)	17分14秒



昇任試験問題研究所 Vol.41



ここは、大阪市内某所にある研究施設。日々、大阪市消防局の昇任試験問題の研究が行われている。主席研究員「九条みなみ」は、今日も後輩研究員たちの指導に余念がないのだった…。

第41話 ～上へまいりまーす！～

みなみ：今月も「建築基準法」の研究「非常用エレベーター」よ。非常用の昇降機の設置及び構造に関する穴埋め問題(虫食い問題)は定番中の定番ね♥それじゃあ、始めるわよ!!

第1問

建築基準法施行令第129条の13の3に規定する「非常用の昇降機の設置及び構造」に関する記述について、次の(①)～(⑤)にあてはまる適切な語句又は数値を下の語群から選んでその記号を解答欄に記入してください。(10点)

- (1) 乗降ロビーの出入口には、建築基準法施行令第123条第1項第6号に規定する構造の(①)を設けること。
- (2) 乗降ロビーの床面積は、非常用エレベーター1基について(②)平方メートル以上とすること。
- (3) 非常用エレベーターには、(③)装置を設け、かつ、当該装置の作動は、避難階又はその直上階若しくは直下階の乗降ロビー及び(④)において行うことができるものとしなければならない。
- (4) 非常用エレベーターの籠の定格速度は、(⑤)メートル以上としなければならない。(第11項)

【語群】

ア. 15 イ. 消防運転 ウ. 特定防火設備 エ. 10 オ. 60 カ. 防火設備 キ. 制御室
ク. 防災センター ケ. 5 コ. 籠を呼び戻す サ. 50 シ. 20 ス. 排煙設備 セ. 中央管理室
ソ. 自動運転

			(籠を呼び戻す)	ロ	③
(09)	オ	⑤	(10)	エ	②
	(中央管理室)	セ	(特定防火設備)	ウ	①

【解答】(各2点)

第2問

建築基準法施行令第129条の13の3に規定する「非常用の昇降機の設置及び構造」に関する記述について、次の(①)～(⑤)にあてはまる適切な語句又は数値を下の語群から選んでその記号を解答欄に記入してください。(10点)

- (1) 乗降ロビーの床面積は、非常用エレベーター1基について(①)平方メートル以上とすること。
- (2) (②)階においては、非常用エレベーターの昇降路の出入口(第3項に規定する構造の乗降ロビーを設けた場合には、その出入口)から屋外への出口(道又は道に通ずる幅員(③)メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接している部分に限る。)の1に至る歩行距離は、(④)メートル以下としなければならない。
- (3) 非常用エレベーターには、かご内と中央管理室とを連絡する(⑤)を設けなければならない。

【語群】

ア. 4 イ. 無線装置 ウ. 10 エ. 地下 オ. 特定防火設備 カ. 20 キ. 避難 ク. 準不燃材料
ケ. 電話装置 コ. 30 サ. 6 シ. 無窓

			(4)	ア	③
	(電話装置)	ケ	(30)	ロ	②
		⑤	(10)	ウ	①

【解答】(各2点)



どう？勉強になったかしら？「非常用エレベーター」は火災時に私たち消防職員が使用するのためのものなんだから、その設置や構造をしっかりと勉強しとかなきゃダメよ♥
それじゃあ今回はここまで。来月も「非常用エレベーター」を研究するわね♥

アニマル環状線

～我が家の癒しをおすそ分け～

私の家族、フレンチブルドッグのバズは今年で3歳。明るく社交的で、何事にも真剣に取り組む頑張り屋の、何でも食べる元気な男の子です。

散歩に行けば、誰それ構わず挨拶に出向き、全力の構ってアピールの結果、みんな逃げていきます。

色々な物を噛みたい願望があるようで、一心不乱にかぶりつき、怒られてもめげずに噛み続け、破壊王と呼ばれています。

食べ物求めて家中を徘徊し、見つけたティッシュ、破壊したクッションの綿、なんでも食べ、食品?ロスに貢献しています。

毎日空回りで世話の焼けるバズ。ですが、そんなバズのおかげで私たち家族は、ご近所の方とのコミュニケーションが増え、物を大切にできるようになり、家の床に物を置かないよう、心掛けるようになりました。

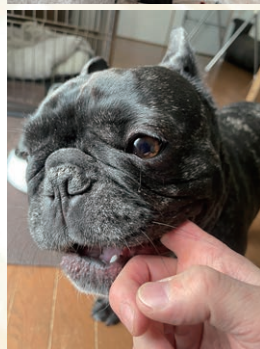


バズの行動は、私たち世話の焼ける家族のために一肌脱いでくれている、ということなのかもしれません。

バズが、心優しく家族を思ってくれていることを願って、

今日も私は噛まれる対象となるのでした…

淀川消防署 草竹 祥公



編集後記



Facebook



X
(旧:Twitter)



Instagram

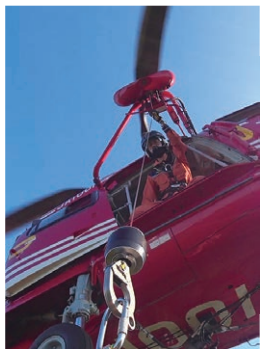


YouTube



SNSやってます

表紙のウラ側



山岳救助想定訓練において、ヘリ機内に収容される直前の要救助者からの目線で撮影しています。

新年度が始まって約一ヶ月。早かったのか遅かったのか。人それぞれ感じ方は違うと思います。それと同じように体や心の疲れ具合も人それぞれ。何事もほどほどに。

今月号の職場活性化推進事例発表会のページでは、何かあった時の消防の活動だけではなく、その何かを起こさないための活動も取組事例として紹介されています。市民と一体となって防火・防災に取り組むために考え、実施された様々な事例は興味深く、学びの深まるものばかりで編集作業も捗りました。(T)